

区立荏原児童遊園の一部廃止について

1. 概要について

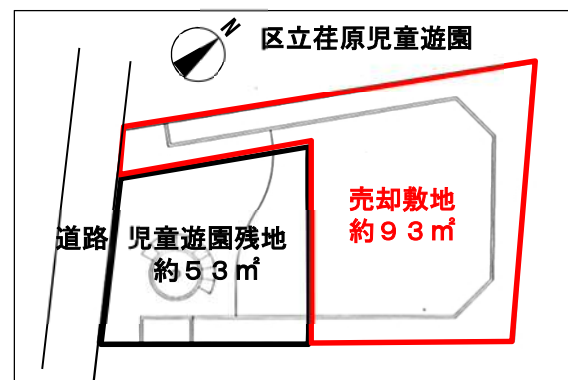
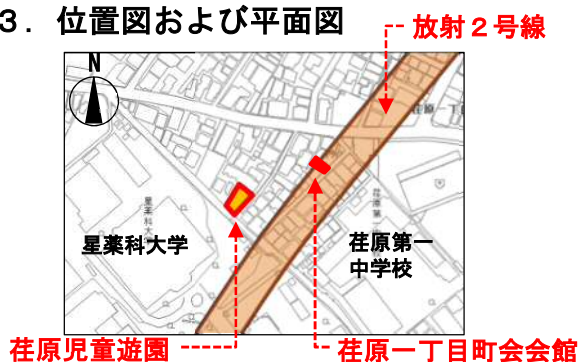
現在、都が進める都市計画道路放射2号線（特定整備路線）整備の事業用代替地として区立荏原児童遊園の一部について都への売却を進めることから、児童遊園の一部を廃止する。

- 所 在 品川区荏原一丁目309番3（荏原1丁目25番18号）
- 開設年月 昭和39年12月22日
- 開園面積 146.0 m²
- 売却予定面積 92.78 m²

2. 経緯と観点について

- 放射2号線事業実施において都より、また、町会会館の移転が必要な荏原一丁目町会より、荏原児童遊園の一部について事業用代替地として区へ協力依頼があった。
- 都と町会において、これまで移転用地についての交渉が行われてきたが、適地がない状況である。
- 「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」（平成28年3月24日制定）においても町会および自治会を良好な地域コミュニティの維持と形成に関して区と協働する最大の相手方と位置づけている。
- 町会は地域住民の福祉と連帯感の醸成を図るとともに、自主的な活動を強化する重要な要であり、荏原一丁目町会は認可地縁団体であることから、その活動は極めて公共性が高い。
- また、町会の活動の場所としての会館は、地域コミュニティ、災害時活動等の場として地域住民にとって多面的な役割を担っており、公共的な側面の高い施設である。
- 特定整備路線は、延焼遮断帯の形成、燃えない、燃え広がらない市街地の形成に向け重要な事業であり、整備の早期実現および地域住民への理解につながる。

3. 位置図および平面図



4. 今後の予定について

- 令和元年6月下旬 近隣周知
- 令和元年7月上旬～ 閉園（更地化工事）
- 令和元年7月下旬頃 都へ売却
- 令和2年後半 児童遊園整備工事（残置部分）